

## 令和5年度沖縄県委託訓練企画提案に係る質問の回答について

No.	類型	公募資料	件名	質問内容	回答	回答日
1	応募者に係る要件	要領4ページ61行目④	応募者に係る要件で就職支援責任者はいずれかの該当するものが望ましいについて	1. キャリアコンサルタント(職業能力開発促進法第30条の3に規定するキャリアコンサルタント) 2. ジョブカード作成アドバイザー(ジョブカード講習(平成30年度で終了)の修了者であり、厚生労働省又は登録団体に登録された者) 3. キャリアコンサルティング技能士(1級又は2級) 4. 職業能力開発法第28条第2項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者 上記の資格に関して、いずれかの資格を開講日までに資格取得として、見込み申請提出は可能でしょうか。	見込み申請は不可とします。 就職支援責任者として望ましいとされる1～4の資格に該当する者以外では、訓練生の進路相談を通して適性の発見や本人の希望により、適した就職先の紹介等を行い、訓練生が就職できる取組を実践できる方に限ります。  【注意】 要領5頁73行目の応募要件であるジョブカードを活用したキャリアコンサルティング及び能力評価については、1～4に該当するものを必ず1人以上配置することとしています。こちらは、1～4以外のものを配置することは出来ませんのでご注意ください。 ※長期高度人材育成コースの新規委託先機関(平成30年度以降)は配置を必須としない。	11月21日
2	応募者に係る要件	要領4ページ61行目④	応募者に係る要件で就職支援責任者はいずれかの該当するものが望ましいについて	2. ジョブカード作成アドバイザー(ジョブカード講習(平成30年度で終了)の修了者であり、厚生労働省又は登録団体に登録された者)とは、  ①申請時に令和5年3月に満了予定の者でも該当するのでしょうか。 ②また、令和6年度以降についてはどのような予定でしょうか。(他要件、1・3・4はすぐに対応出来るものではなく、資格取得等で時間がかかる為前もって報知頂けると助かります。)	①登録の有効期間が終了した場合、ジョブカード作成アドバイザーとして活動が出来なくなりますので、不可とします。 ②要領4～5頁63～68行の1～4について <b>2. ジョブカード作成アドバイザーは、令和5年度3月31日(2024年3月31日)までに登録者全員の有効期限が終了することになっていますので、令和6年度以降の公募では対象外となり、1、3、4が対象となる見込みです。</b>  1. キャリアコンサルタントについては、令和5年は3月、7月、11月に国家試験が予定されています。令和4年12月から申込受付が始まりますので、詳細につきましては実施機関にご確認ください。 3. キャリアコンサルティング技能士については、キャリアコンサルタントより上位に位置づけられ、実務経験年数が必要です。 4. 職業訓練指導員免許を保有する者については、「沖縄県HP 職業訓練指導員免許」でご確認ください。	11月28日
3	訓練コースの要件	要領6ページ140行目③(ハ)	就職支援の設定時間の上限について	就職支援の講義については上限がないとされておりますが、具体的な上限の数字を示していただくことは可能でしょうか。 契約の際に就職支援の講義を減らすように、と指導されたことがありますので教えてください。	上限はありませんが、就職支援の時間設定の仕方に疑義が生じた場合、職業能力開発校から見直しの指導をすることがあります。その場合は指導に従っていただくようお願いいたします。	11月28日
4	応募者に係る要件	要領4ページ61行目④	応募者に係る要件で就職支援責任者はいずれかの該当するものが望ましいについて	キャリアコンサルタントの資格を有していない者でも、就職支援責任者として配置が可能という認識でよいでしょうか。	No1の通りです。	12月5日

## 令和5年度沖縄県委託訓練企画提案に係る質問の回答について

No.	類型	公募資料	件名	質問内容	回答	回答日
5	提出方法	第7提出方法等 401★特記事項	重複開講について	★特記事項 原則として、開講月につき1分野1コースの申請とすること。 ※注意事項 同時期に重複開講が不可にも関わらず、複数の提案を行ったと判明した場合は、被っているコース全て無効とする。 とありますが、6月開講コースにA会場で介護職員初任者研修の申請を行い、B会場にて介護福祉士実務者研修のコースを申請を出した場合は全て無効となるという解釈となりますでしょうか。	並行して訓練実施可能な場合は、問題ありません。 ※問題視しているのが、並行して訓練が実施できないにも関わらず、複数の提案を出してきた場合です。その場合は、訓練期間が被っている提案全て無効とします。	12月13日
6	応募者に係る要件	要領4ページ 61行目④	応募者に係る要件で就職支援責任者はいずれかに該当するものが望ましいについて	就職支援責任者について、ジョブ・カード作成アドバイザーの有効期限が2024年3月31日の者は就職支援責任者の資格として令和5年度は認められ、令和6年度は不可という認識で間違いはないか。	貴見のとおりです。	12月13日
7	新型コロナ対応	要領4ページ 34行目	コロナ禍における感染防止対策について	国の新型コロナウイルス感染症の取扱いの変更や感染症分類の変更も検討されている状況であるが、今後委託訓練を実施するにあたり、感染対策(バーテーション設置や距離の確保など)の緩和をする予定もしくは可能性はありますか。	現時点で緩和については未定です。 新型コロナウイルス感染症対策の沖縄県対処方針にて解釈等に変更がありましたら、職業能力開発校を通して、対応方針を周知いたします。	12月13日
8	提出様式	様式3及び様式3別紙	訓練カリキュラム及び日別計画について	R5年度より委託訓練の選考試験にて筆記試験が必須となり、筆記試験会場の確保の為選考日を、開講中の別コースの訓練において訓練休とすることは可能か。 また、訓練休とすることが可能な場合、提案時点で訓練休として提案し、選定状況や他会場の確保状況によって、契約時に訓練休から訓練実施日への変更等を行うことも可能か。	不可とします。別会場の借用等ご検討ください。 訓練機関が定められる休日は、土曜日曜、祝日、慰霊の日以外には、以下の通りです(要領9頁245行～10頁257行)。 ①お盆等に係る休校日(3日間のうち1日のみ) ②年末年始に係る休校日(12月29日から12月31日及び1月2日から1月3日) ③創立記念日に係る休校日等 ④その他県立職業能力開発校が認めた休校日(専門学校等の本科生に係る入校式及び修了式等の学校行事により委託訓練を行うことが困難な日)	12月13日